日吉が丘自治会での『RD問題』の解決活動を振り返って

2025年12月25日　日吉が丘自治会

はじめに

日吉が丘自治会が『RD問題』に関わりを持って、約26年が過ぎました。このまま進めば、住民と県との協定に記載の通り、二次対策工事完了後5年の2026年3月末で、一区切りとなります。これ以後、何年かかるかは不明ですが、県はモニタリングを通じて、旧処分場が“安定化”し、“廃止”可能状態になるまで(あるいは永遠に)、見守ることとなります。将来にわたり、この苦い経験を活かし同様な問題を起こさないように県はアーカイブを作成されますが、これに倣って、住民側視点の資料も残すことで、一助となるのではないかと考え、この文書を作成しました。一自治会の感想文書で、その正確性や妥当性にはご意見があるかも知れませんが、この問題の解決に向けて努力してきた住民の思いを感じ取っていただければ幸いです。

1. 運動のはじまり

この問題に関わる発端は、市民団体（後の産業廃棄物処理を考える会（考える会））が、RD社ガス化溶融炉建設および運転の危険性について、RD社近隣各自治会を回り説明会を開いたことであった。日吉が丘自治会では1999年10月5日に開催された。その後、10月11日、12日に処分場からの硫化水素発生事件があり、ガス化溶融炉だけでなく、処分場全体の安全性も懸念されるところとなった。

11月7日に日吉が丘自治会臨時総会が開催され、自治会での対応を決め、日吉が丘自治会環境対策委員会（日吉環対）を発足させた。また、11月28日には同様な思いの近隣6自治会(北尾・赤坂・小野・中浮気・栗東ニューハイツ・日吉が丘)と、市民団体の考える会が集まり、産廃処理問題合同対策委員会（合対）を結成し、問題に対応していくことになる。“問題”とはRD社ガス化溶融炉運転の安全性問題と、それが建設される処分場の、有害廃棄物が違法投棄されたことによる、汚染問題（周辺環境汚染・土壌汚染・地下水汚染　等）である。

2. 運動のひろがり

当初、住民は、硫化水素の発生は違法有害廃棄物投棄によるものが原因であるとして、専門家の助言や証言集を基に、県に対して改善を求めた。また、市に当事者として県に解決を促すように求めた。しかし、県・市は対応が鈍く、徒に時が過ぎるばかりであった。例えば証言集でのドラム缶を投棄した等、住民が何度言っても、不確かなことはRD社に調査させることはできないとして、調べようとしなかった。しかし、ガス化溶融炉が解体され、それらしきドラム缶が発見されたこともあり、その後、RD社が倒産し、県の改善工事代執行となり、調査も以前よりは進み、県の旧RD最終処分場問題対策委員会や旧RD最終処分場問題行政対応検証委員会を経て、対策工事の準備が始まることとなる。県は行政対応検証委員会の答申を受け、その反省から、以前に比較して、住民への対応にも丁寧さがみられてきた。しかし、2008年4月9日に県対策委員会答申が嘉田知事に出され、5月11日に知事と住民の意見交換会が行われた後、県が5月15日に突然発表したのは、県対策委員会の諮問第一案（有害物の撤去案）とは違う、封じ込め現地浄化策案であった。

3. 対策工事方法検討のはじまり 【県の話し合いは、「合対等」から「周辺自治会等」へ】

県の封じ込め現地浄化策案には周辺自治会すべてが反対した。県はその後、考える会も含まれる合対との対話を避け、北尾自治会や周辺自治会連絡会（周自連）（赤坂・小野・上向・中浮気・栗東ニューハイツ・日吉が丘）との話し合いが中心となる。県は環境省の助言を基に、「有害物をできるだけ取り除く」ことを優先すると提案する。周自連は、県に対策工を行う上での方法について、これだけは絶対に必

要とした「基本要求」を提出した（2009年11月24日）。しかし、周自連と県は平行線をたどる。許可容量以外廃棄物撤去や有害物撤去を中心とした基本要求を、県は受け入れない。県は、「有害物検討委員会」（2010年10月30日～2012年9月12日全8回開催）を設置して有識者の意見を聞いた。その意見を参考に、周自連等と話し合う。県は、以前より、「対策工費用額については考えなくてよい」と言ってきて、対策工案の選択条件では、近接住民への環境影響を第一に挙げてはいるが、とにかく県の行政不適切の結果に対して、多額の予算が必要な対策工事はできないと考えているように思われた。

しかし、国の産廃特措法適用期限もせまり、このまま膠着状態が続いては、県が対策を放棄しかねないとの危惧もあり、赤坂・小野・上向・栗東ニューハイツ・日吉が丘の自治会は2012年10月3日夜に二次対策工事の協定を結ぶことになる。また、同日昼、北尾自治会は県と確認書をかわす。内容としては、具体的な工事は「旧RD最終処分場問題連絡協議会」で住民と県とが話し合いながら方法を決めながら進めてゆくというものである。また、工事完了後、2年間はモニタリングでの特措法工事の有効性の判断期間、その後3年間は、住民と県との共同確認期間である。日吉が丘自治会は、二次対策工事協定締結時に『「RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」への署名に当たり(2012年10月3日)』を提出し、『・・今も処分場から有害物が流れ出ている恐れもあり、一刻も早く対策を行う必要があると考え、この協定書に署名・・』と、周自連の基本要求に答えようとしない状況での改善工事の結果の不安と、あまりにも遅い対応での汚染拡散に痺れを切らした思いを込めた。【文書は県アーカイブ巻末資料に掲載。また、HPにも掲載。滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > 廃棄物 旧RD最終処分場問題 > 旧RD最終処分場問題の経緯（1） 平成24年10月3日 「二次対策工事の実施に当たっての協定書への署名にあたり（日吉が丘自治会）」https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50560.pdf 】

また、基本要求が受け入れられないこと等から、周自連の中浮気自治会が二次対策工の協定に署名せず、連絡協議会に不参加となる（中浮気は、独自に県との話合いを継続、連絡協議会にも毎回傍聴参加）。

4.『RD問題』の解決に向けた住民の活動内容について

住民は、どのように問題解決への活動をしていたのか振り返る。日吉が丘自治会の取組例を記す。

◆日吉が丘自治会内の活動

・日吉環対会議 1999年11月7日～2013年1月19日 約120回開催(主に19：30～ 約2時間程度)
(2次対策工事協定締結後は、適宜開催)

・当時、日吉が丘には“子ども”が多く、“子どもの安全”に関して町教育長との話合いを持った。

◆合対の活動

(2000年1月21日小野退会、2002年9月10日北尾退会、2002年9月23日ニューハイツ退会)

・合対会議 1999年11月28日～2009年7月19日 約236回開催（主に19：30～夜半に及ぶことも）。
・県から合対所属自治会館来訪での話合い。合対から県へ訪問等しての話合い。
・県庁での要望書提出、その後、報道機関への記者会見等。
・署名運動活動や住民集会の開催。
・専門家を招いての勉強会。国（厚労省等）への直接（電話）問い合わせ、陳情訪問 等。
・現地での調査や工事等の立会い。
・周辺の他自治会等との話合い。

◆周辺自治会連絡会の活動

・周辺自治会連絡会（周自連）（＋県等との話合い） 2009年6月～2013年3月 約76回開催
・県へ訪問等しての話合い。「基本要求」の提出（2009年11月24日）。

◆県との話合い活動

・旧RD最終処分場問題連絡協議会 2013年5月28日～2025年11月18日時点55回開催
・旧RD最終処分場跡地利用協議会 2021年6月11日～2024年11月18日時点6回開催

5. 対策工（一次・二次対策工）の実施。開始から完了、そして、効果確認。
（一次対策工実施2012年8月～2013年3月、二次対策工実施2013年12月～2021年2月、その後2年間のモニタリング確認後の2023年6月県から環境省へ特定支障除去等事業完了報告、その後3年間の協定に基づくモニタリング確認による協定完了予定日2026年3月）

北尾自治会と県が二次対策工事確認書（同意書）、また、周辺5自治会と県ができるだけ有害物を取り除くことを掲げた二次対策工の協定を取り交わした後、中浮気自治会および周辺自治会連絡協議会メンバー（赤坂・小野・上向・北尾・栗東ニューハイツ・日吉が丘）と県は具体的な対策工事施工方法を話合いながら工事は進んでいった。県は『環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について（平成22年（2010年）1月23日話合い資料）』で、『県は環境省の助言を真摯に受け止め、次のとおり対応したい。1　基本方針①県は当該事案の区域内の有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定するための・・』とした資料を住民に示している。日吉が丘自治会としては、特に「有害物をできる限り取り除く」ことを目標として、話合いに取り組んできたが、結果としては、大きな不満が残った。その一番目は、一度掘り出した、鉛含有廃棄物土を埋め戻したことである（土壌含有量基準150mg/kgを超過した鉛含有廃棄物土：連絡協議会第14回資料3－2参照）。「できるだけ取り除く」ためには「できるだけ見つけ」る。見つかったものは「できるだけ取り除」く。「できるだけ見つける」ための調査方法は、費用との関係もあり、妥協の結果であった。ゆえに、まだ見つかっていないものがあるという懸念はぬぐい切れない。しかし、この見つかったもの（鉛含有廃棄物土）を、わざわざ漏れないように粘土でくるんで埋め戻すことは、「有害物をできるだけ取り除く」という住民と県が合意した方針とも食い違い、住民としては承服できないものであった。が、住民の指摘に反して、県は強行して埋め戻した。そして今も埋まっている。特措法との兼ね合いからもあるのか、この埋め戻し処理方法は、議会でも答弁されている。しかし、もし地震でも起こり土砂崩落があれば、粘土層は破壊されるかもしれない。それよりも住民との信頼関係を壊してしまうようなことを、手数をかけて行う意味がどれほどあるのか。行政対応検証委員会は既に終了してそれ以降の期間の県の対応についての評価はない。この件は、2020年12月23日の三日月知事との懇談会でも直接申し上げている。知事の回答をここに記載する。（議事録30ページより引用）『・・また、一つ目と二つ目におっしゃっていただいたこと、本来であれば、その場でこれはどけてほしいと、これはどけるべきだというコミュニケーションをもっと十分に取っておくべきだったと、取りながら進めていくべきだったと、そのことも含めて妥協の産物の今の第二次対策工なんだと、こういうご指摘は、僕は今日、ここに来て改めてしっかりと受け止めなければならない、そういうお気持ちなんだなと思いました。したがって、これで終わりということではなくて、しっかりとその後の状況の推移、変化、これを見させていただいて、こういう数値が出てきた、こういう状況になっているんだったら、さっき○○さんがおっしゃった引き続きの課題として残る、そういったものもしっかりと受け止めて、どういう対策をさらにしていかなければならないのかということを皆さんと一緒に考えていきたいし、その際にはこれまでの教訓、反省を踏まえて、引いた状態、隠した状態、皆さんの意に沿わない状態ではない対応を行えるように、私自身も努めてまいりたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いします。』

6. おわりに

問題発覚の1999年10月より約26年が経過しました。国松知事は、2001年2月10日の住民集会で「全国の模範となる解決方法をとりたい」と約束されました。現時点で振り返ると、住民が求めている、安全・安心からは、及第点の60点に及ばず、半分の30点ぐらいではないかと考えます。まず、有害物であ

る鉛含有土が、除去されず粘土にくるまれて場内に埋め戻されています。また、モニタリング結果の数値としては、いわゆる“基準“以下でも、採水方法改善（変更）前には確認されていた自然由来と考えにくい”有害物“が、処分場内外のどこかに依然として有るのではとの不安も残ります。今後のモニタリング確認がどのような形でいつまで必要かの判断も難しく、後世にも課題を残すことになった工事完了ではと考えます。今後、このような事案の再発は起こさない行政運営を行うこと、また、もし万が一類似事案があったときは、県民が安心できる解決方法をとることを強く望みます。私たちは、地元であるがゆえに自治会として、皆様と一緒に”RD問題“の解決に努力してまいりましたが、当問題解決に関わってくださった方々や滋賀県民に自信を持ってご報告できる結果には程遠く、大変心苦しい思いです。県には、世代が替わっていっても、適切なモニタリング監視や不測事態発生への対応ができるシステムを構築したうえで、対応をしていただきたいと考えます。

以上